

公益社団法人全国市有物件災害共済会情報システム管理規程施行細則

平成28年6月1日制定
令和3年4月1日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 情報システムの管理（第3条—第7条）
- 第3章 情報システムの利用（第8条・第9条）
- 第4章 情報システムの導入等（第10条・第11条）
- 第5章 情報システム運営委員会（第12条—第14条）
- 第6章 情報セキュリティ委員会（第15条—第17条）
- 第7章 情報セキュリティ対策等（第18条—第20条）
- 第8章 情報セキュリティ対策の見直し（第21条）
- 第9章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、公益社団法人全国市有物件災害共済会情報システム管理規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 端末装置 情報システムと接続したデータ入出力装置をいう。
- （2） 記録媒体 磁気テープ、磁気ディスクその他のデータを記録している媒体をいう。
- （3） 個人情報 公益社団法人全国市有物件災害共済会個人情報の保護に関する規程に規定する個人情報をいう。
- （4） 職員等 常勤役員及び規程第2条第6号に規定する職員をいう。

第2章 情報システムの管理

（データの管理）

第3条 規程第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）は、情報システムを利用して行われるデータ処理に当たって、当該情報システムを所管する部の規程第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）の指示に従い、データを適正かつ効

率的に管理しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第4条 保護担当者は、それぞれが管理する情報システムに関するドキュメントを所定の場所に保管し、適正に管理しなければならない。

2 保護担当者は、それぞれが管理する情報システム、端末装置、電子情報処理の内容その他変更等があったときは、これを確実にドキュメントに反映させる。

(委託に係る措置)

第5条 保護担当者は、それぞれが管理する情報システムに係る業務の処理委託契約の締結に当たっては、受託事業者の責任に関する次の事項を契約書に明記しなければならない。

(1) データの秘密保持に関すること。

(2) データの委託目的以外の使用の禁止に関すること。

(3) データの授受、保管、廃棄及び返還に関すること。

(4) データの複写の制限に関すること。

(5) 再委託の禁止又は制限に関すること。

(6) データの管理状況について、本会の調査に応ずる義務に関すること。

(7) 事故発生時の報告義務に関すること。

(8) 不正アクセス、コンピュータウイルス等によるデータ、プログラム等の持出し、盗聴、改ざん及び消去並びに機器及び記録媒体の機能損傷等の防止に関すること。

(9) 処理委託によって生じた作成物の帰属に関すること。

(10) 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、データ等の保護に関し必要な事項に関すること。

2 前項に規定する契約書の作成を省略するときは、前項各号に掲げる事項を明記した覚書を取り交わさなければならない。

(データの提供)

第6条 保護管理者は、データを外部（本会内の他の部及び地区事務局を含む。以下同じ。）に提供しようとするときは、原則として、データの内容、使用目的、提供方法、管理方法等について書面で確認するものとする。ただし、次に掲げるものは、提供を行ってはならない。

(1) 守秘義務が課せられているデータ

(2) 個人データ

- (3) 共済委託団体及びその他の団体の関係者以外に知られることで不利益となる、共済委託、災害共済金、消防・防災施設整備事業等資金融資事業等に関するデータ
- (4) 提供した場合に、本会の信頼性を損なうおそれのあるデータ
- (5) 公益社団法人全国市有物件災害共済会情報公開規程、公益社団法人全国市有物件災害共済会個人情報の保護に関する規程、その他本会の規程に照らして提供が妥当でないと保護管理者が判断したデータ

(状況調査等)

第7条 規程第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）は、必要があると認めるときは、データの管理状況について調査し、又は保護担当者に報告を求めることができる。

第3章 情報システムの利用

(情報システムの利用体制)

第8条 別表第1に掲げる情報システムの利用に当たっては、当該情報システムを所管する部の保護管理者の指示に従い、当該情報システムを利用する部及び事務局の保護管理者が適正かつ効率的に管理等を行わなければならない。

(情報システムの操作)

第9条 情報システムは、保護担当者の指示又は承認を受けた者に限り、操作することができる。

第4章 情報システムの導入等

(新規導入等の申請)

第10条 新たな情報システムの導入、事務の情報システム化又は既存の情報システム若しくは電子情報処理の大幅な変更を行おうとするときは、情報システムを所管する部の保護管理者が、次に掲げる基準に該当することを確認したうえで、規程第4条に規定する情報システム管理責任者（以下「情報システム管理責任者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 本会事業運営の効率化に寄与するものであること。
- (2) 公益社団法人全国市有物件災害共済会個人情報の保護に関する規程に定める個人情報の保護に適合するものであること。

2 情報システム管理責任者は、前項の申請があったときは、必要性、費用、効果、代替手段等の有無に関する資料を徴し、その可否について規程第4条第4項に規定する情報システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に付議し、その可否について意見を聴くこ

とができる。

(軽易な電子情報処理の変更)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、情報システムを利用する部又は事務局の保護担当者は、新たな入出力帳票の設定、様式の変更等、電子情報処理の内容について軽易な変更を行おうとするときは、別表第1に掲げる当該情報システムを所管する部の保護管理者、それ以外の委託契約を伴わない軽易な変更は当該情報システムを所管する部の保護担当者に申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた保護管理者又は保護担当者は、申請について可否を決定し、速やかにその結果を当該申請を行った保護担当者に通知するとともに変更の記録を保管する。

第5章 情報システム運営委員会

(運営委員会の所掌事項)

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、情報システム管理責任者へ意見を答申する。

- (1) 情報システムの管理及び利用に関する基本事項（情報セキュリティ対策に関する基本事項を除く。）に関すること。
- (2) 新たな情報システムの導入及び事務の情報システム化に関すること。
- (3) 情報システム及び電子情報処理の変更に関すること。
- (4) その他情報システム管理責任者が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第13条 運営委員会は、総括保護管理者を委員長（以下「運営委員長」という。）とし、別表第2に掲げる委員により組織する。

2 運営委員長は、運営委員会を代表し、その会務を総理する。

(運営)

第14条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の運営委員会への出席を求めることができる。
- 3 運営委員会の庶務は、業務部企画・防災課において処理する。

第6章 情報セキュリティ委員会

(情報セキュリティ委員会の所掌事項)

第15条 規程第11条第1号に規定する情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）は、次に掲げる事項について審議し、情報セキュリティ対策の向上を図る。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策の検証、見直し等に関すること。
- (3) 情報システムに対する侵害及び障害発生時の対応に関すること。
- (4) その他情報システム管理責任者が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第16条 セキュリティ委員会は、総括保護管理者を委員長（以下「セキュリティ委員長」という。）とし、別表第3に掲げる委員により組織する。

2 セキュリティ委員長は、セキュリティ委員会を代表し、その会務を総理する。

(運営)

第17条 セキュリティ委員会は、セキュリティ委員長が招集する。

2 セキュリティ委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者のセキュリティ委員会への出席を求めることができる。

3 セキュリティ委員会の庶務は、業務部企画・防災課において処理する。

第7章 情報セキュリティ対策等

(情報セキュリティ対策の想定)

第18条 規程第10条の情報セキュリティ対策は、次に掲げる情報資産に対する脅威を想定し、これに対処する。

- (1) サイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報システムの停止等

(情報セキュリティ対策の実施内容)

第19条 規程第11条第2号の情報セキュリティ対策（この条において「対策」という。）について、次のとおり実施する。

- (1) 本会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき対策を実施する。
- (2) 対策に当たっては、物理的対策、人的対策、技術的対策その他の運用面の対策を実施する。

(事案の報告及び緊急事態対策室の設置)

第20条 職員等は、次に掲げる事案が発生した場合には、直ちに保護管理者へ報告する。

- (1) データの漏えい、破壊、消失等
 - (2) 外部等からの不正アクセス
 - (3) コンピュータウイルス感染
 - (4) 通信の異常
 - (5) 部外者のOAルームへの立入り
 - (6) その他規程第10条に規定するセキュリティ対策の基本を損ねるおそれがあるリスクの発生
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。
 - 3 総括保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を情報システム管理責任者に報告する。
 - 4 総括保護管理者は、第2項の報告事案に関する原因の分析、再発防止措置の策定等を行うため必要に応じて、セキュリティ委員会を招集することができる。
 - 5 第3項の報告を受けた情報システム管理責任者は第三者へ被害の発生が予想される等、特に重大と認めた事案について、公益社団法人全国市有物件災害共済会リスク管理規程第16条に基づき、緊急事態対策室を設置する。

第8章 情報セキュリティ対策の見直し

(情報セキュリティ対策の見直し)

第21条 セキュリティ委員会は、第15条の審議の結果、情報セキュリティ対策の向上を図ることが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要となった場合には、情報セキュリティ対策の見直しを行う。

第9章 雑則

(委任)

第22条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は常務理事が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

情報システム	業務内容	管理に係る所管
共済基幹システム	共済事務	業務部企画・防災課

経理システム	経理事務	財務部経理課
融資金システム	融資金事務	財務部管理課
人事給与システム	人事給与事務	総務部総務課
勤怠管理システム	出退勤休暇管理事務	総務部総務課
旅費システム	旅費支給事務	総務部総務課
グループウェアシステム	Eメール、情報共有等	業務部企画・防災課
図書検索システム	図書館蔵書検索等	業務部企画・防災課

別表第2（第13条関係）

運営委員会の委員	業務部企画・防災課長 業務部共済事業課長 総務部総務課長 財務部経理課長 財務部管理課長 関東地区事務局担当課長
----------	---

別表第3（第16条関係）

セキュリティ委員会の委員	業務部企画・防災課長が指名する職員 業務部共済事業課長が指名する職員 総務部総務課長が指名する職員 財務部経理課長が指名する職員 財務部管理課長が指名する職員 関東地区事務局担当課長が指名する職員
--------------	---